

いばらきネクストツーリズム推進事業観光ポスター制作業務の公募に係る説明書

公告日 令和7年5月1日（木）

1 担当部局

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
（茨城県営業戦略部観光戦略課内）
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029-301-3622（直通）
メールアドレス ibaraki-kyougikai@pref.ibaraki.lg.jp

2 委託業務の概要

- （1）委 託 業 務 名 ネクストプロモーション事業観光ポスター制作業務
- （2）委託業務の目的 令和7年度にいばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施するネクストプロモーション事業において、県が実施するいばらきネクストツーリズム推進事業との連携を図り、観光ポスターを制作し駅等に掲出することにより、両事業の周知及び本県への観光意欲の向上を図る。
- （3）委託業務の内容 ネクストプロモーション事業観光ポスター制作業務委託仕様書のとおり
- （4）委 託 期 間 契約締結の日から令和7年10月31日（金）まで
- （5）見 積 限 度 額 金 14,992,065 円（消費税及び地方消費税額を含む）以内
※この金額は事業の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- （2） 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- （3） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （4） 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 企画提案書の提出手続き

（1）提出物

- ① 企画提案提出書（様式第1号）
- ② 資格要件に係る申立書（様式第2号）
- ③ 企画提案書（任意様式）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

1 実施方針	・本事業に対する基本的な考え方、取組方針
2 デザイン案	・5連ポスターデザイン案を以下の課題のとおり1案ずつ作成すること。 ① 県が実施するいばらきネクストツーリズム推進事業の珠玉の企画に沿うもの ② 国内観光客及びインバウンドに訴求するもの ③ 「花絶景」のイメージに沿うもの ※花絶景については5種のうち1種は必ずデザインに取り込むこと。 ・作成したデザインのコンセプトについて説明する資料を添付すること。 ・今回作成したデザイン案は企画力、提案力を精査するために用いるものであり、当業務委託時に採用されるものではないことに留意すること。
3 業務体制・作業工程	・具体的な作業スケジュール、修正依頼から修正完了戻しまでのスケジュール及び経費 ・本業務を実施するにあたっての実施体制
4 同種又は同種業務の実績	-

④ 見積書（任意様式）

⑤ 会社概要

（2）提出部数

提出物①、②、⑤については、それぞれ1部提出し、提出物③、④については、無記名のもの（社名部分を隠したもの）を6部、社名を記載したものを1部提出すること。

（3）提出期限及び提出先

① 提出期限 令和7年5月21日（水）正午（必着）

② 提出先 1の担当部局と同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（送付記録が残るもの）に限る。

5 業務委託者の選定

（1）選定方法

選定は、いばらき観光キャンペーン推進協議会内に設置する審査委員会において、提出された企画提案書を（2）の評価項目に基づき評価を行い、合計点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

（2）企画提案内容を審査するための評価項目

企画提案書評価点

評価項目	評価基準	配点
ア 理解度	業務の目的、内容について十分に理解しているか。	10点
イ 独創性・説得力	提案されたデザイン案に独創性がみられ、かつ、コンセプトが県の実施するいばらきネクストツーリズム推進事業のテーマに合致しているか。	40点
ウ 具体性・妥当性	事業経費に具体性、妥当性を伴っているか。	5点

エ 事業遂行能力	・制作担当者、役割、人数等の実施体制が事業を確実、迅速かつ柔軟に遂行できるものとなっているか。 ・デザイン制作、変更及び修正等の作業工程や具体的なスケジュールが委託者の要望に対し、迅速かつ柔軟に対応できるものとなっているか。	40点
オ 総合評価	企画提案から受ける全体的な印象はどうか。	5点
合 計		100点

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、審査委員会終了後に通知する。
- ② 審査の内容については一切公表しない。
- ③ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

(4) 業務委託の方法

いばらき観光キャンペーン推進協議会は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に準じて作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、委託契約を締結する。

なお、採用案を必要に応じ修正する場合があります、提案内容に応じて契約書及び仕様書は変更になる場合があります。

(5) その他

- ① 提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提出物の作成にかかる費用はすべて事業者の負担とする。

6 説明書の内容に関する質問

(1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、簡易なものを除き、質問書（様式第3号）を担当部局へ電子メールにて提出すること。

質問受付期限 令和7年5月14日（水）午後3時（必着）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に対し電子メールにより回答する。

また、回答内容については、令和7年5月16日（金）以降、観光いばらきホームページ上で公開する。